

香川県報



第7号

平成16年

1月27日(火曜日)

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

1 香川県知事の自己署名証明書のフインガープリント
香川県知事の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフインガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フインガープリント
SHA-1	6FCE 4B6C 047D 676F 0FD5 F65D F614 7B96 0099 F8B6
MD5	A6:55:10:AC:97:7C:BD: 0A:68:96:7F:E0:31:72: 45:CC

2 フリッツ認証局の自己署名証明書のフインガープリント
フリッツ認証局の自己署名証明書に関し、次表左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフインガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フインガープリント
SHA-1	2DFE 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB
MD5	28:ED:E6:FC:07:62:B6: 1E:F6:1C:3E:70:07:9A: 0F:D1

注 SHA-1又はMD5により算出したフインガープリントは、それぞれ、40桁又は32桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フインガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

香川県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 告示
公的個人認証サービス香川県認証局が発行する自己署名証明書等のフインガープリントの公示
（情報政策課） 一
保安林の指定の解除予定の通知
（みどり整備課）
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請
（県民参画課） 二
一般競争入札の実施
（県立病院・施設経営課） 四
大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出
（経営支援課） 五
大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告
（ " ）
土地改良事業の適否決定（二件）
（土地改良課）
土地改良事業計画変更の同意
（ " ）
土地改良区の役員の変更の届出
（ " ）
開発行為に関する工事の完了
（都市計画課） 六

告示

香川県告示第三十五号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）に基づき認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス香川県認証局が発行する自己署名証明書（以下「香川県知事の自己署名証明書」といふ。）及び公的個人認証サービスフリッツ認証局が発行する自己署名証明書（以下「フリッツ認証局の自己署名証明書」といふ。）のフインガープリントを次のとおり公示する。

林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

綾歌郡綾上町字藤川(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び綾上町農林商工課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

香川県公告第三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年三月二十日まで縦覧に供する。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 J HOTバレーボール連盟

米田 一典

香川県香川町大字川東下一三〇五番地

三 定款に記載された目的

この法人は、バレーボールでの交流を通して地域交流を図り、現代社会で失われつつある地域社会に必要な人間関係の構築を図ることを目的とする。豊かで健全な地域社会を構築するには、行政や企業とパートナーシップの形成を推進し、バレーボールを通し

て、養われる「体の健康」「心の健康」を育成するのが最大の事業とする。

香川県公告第四十号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)(第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び数量 香川県立中央病院清掃業務 一式

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

4 履行場所 香川県立中央病院

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)(をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者については、平成十六年三月十日

までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五で定める基準に適合する者であること。

5 本公告に示した委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、当該業務委託について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、原則として平成十六年三月十日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 七六〇 八五五七 香川県高松市番町五丁目四番一六号

香川県立中央病院業務課管理担当

電話番号 〇八七 八三五 二二二二（内線三二〇）

2 入札説明会の日時及び場所

平成十六年二月二十日 午後二時 香川県保健衛生センター四階会議室

3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十六年三月二十四日正午までとする。）

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年三月二十四日 午後二時 香川県保健衛生センター四階会議室

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第五百二十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十六年四月一日以降で当該予算の執行が可能となつたときに、効力が生じる。

10 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of the services to be required :

(1) Article : Cleaning Services for the Kagawa Prefectural Central Hospital

(2) Quantity : 1 set

2 Time-limit for tender : 2:00p.m., March 24, 2004 (By mail, tenders must be submitted by 12 o'clock noon, March 24, 2004)

3 Contact point for the notice : Managing Division, Kagawa Prefectural Central Hospital, 5-4-16, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8557.
TEL.087-835-2222 Ext. 310

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

香川県公告第四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

広島県広島市南区京橋町二番二二号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松

高松市上天神町高田三二四番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午後九時

変更後 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

平成十六年一月十五日

5 変更する理由

顧客の利便性を向上するため

二 届出年月日

平成十六年一月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年一月二十七日(火曜日)から同年五月二十七日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年五月二十七日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十五年香川県公告第四百八十五号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

森田ビルディング・ストア100YEIN PLAZA 森田十三区

高松市十川西町字露尾六七一番四ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年一月二十七日(火曜日)から同年二月二十七日(金曜日)まで

香川県公告第四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業南新開一号線地区)を行うことについて平成十六年一月十五日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市農林水産課において平成十六年二月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾上町が土地改良事業(かんがい排水事業(基盤整備促進事業)(室田地区))を行うことについて平成十六年一月八日適当と決定した。

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十六年二月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業(町営土地改良事業(非補助区画整理)(下新開地区)計画を変更することについて平成十六年一月九日同意した。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三豊郡仁尾町土地改良区から役員の高松市に退任について次のとおり届出があった。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 北岡 定夫 三豊郡仁尾町大字仁尾丁一九五番地 平成一六、一、六

香川県公告第四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市林田町字上一一一七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一一四番地

荒井 清和

平成十六年一月二十七日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています